

取締役会の実効性に関する評価結果の概要について

当社は、取締役会の実効性を高め企業価値の向上を図ることを目的として、昨年引き続き取締役会の実効性評価を実施しましたので、その概要をお知らせいたします。

1. 評価の方法

すべての取締役・監査役に対して、取締役会の実効性評価に関する質問票（無記名式）を配布し、全員から回答および意見等を回収しました。この結果を踏まえ、取締役会において分析・評価を実施いたしました。

<質問事項>（全34問）

- ・取締役会の構成
- ・取締役会の議題の選定
- ・取締役会の運営状況
- ・ガバナンス体制・取締役会の実効性全般
- ・取締役会外の体制

2. 分析・評価結果の概要

当社取締役会は、以下の点から、実効性が概ね確保されているものと評価いたしました。

- ・取締役会は、経営の監督機能を発揮するために、構成・運営状況等において適切な体制が構築されている。
- ・社外を含めた取締役・監査役からの積極的な意見提言により活発な議論がなされている。
- ・取締役の指名・報酬に関して取締役会の諮問機関である指名・報酬委員会が有効に機能している。

一方で今後の課題として、取締役会でより充実した議論を行うため、早期の資料の配布等の課題を認識しました。

3. 実効性向上に向けた取り組み

(1) 前年度の課題に対する取り組み結果

- ① より活発な議論や意見が交わせる取締役会の運営。
⇒議論ができるような議題、資料提供を行った。
- ② 資料の事前配布時間の前倒しや必要に応じた事前説明の充実。
⇒資料の各部署からの早期提出には至らなかったが、提出された資料の迅速な配布を実施した。

(2) 今年度認識した課題に対する取り組み

今回の評価結果を受けて、以下の点について取り組んでまいります。

- ① 開催時間や資料の工夫等による、十分な議論・意見交換が交わせる取締役会の運営。

- ② 資料の事前配布時刻の前倒しや必要に応じた事前説明への配慮。
- ③ サクセッションプランの適切な運用。

以上